ニュースレター

# 据同金酮 FINANCE CO-OPERATIVE

100(2011年12月)

# 「ニュースレター」100 号と今後

協同金融研究会が正式の発足したのは 1993 年 5 月 19 日の第 1 回目の研究会であるが、「ニュースレター」の第 1 号は 1995 年 6 月である。 2 年の間があるが、研究会のより一層の発展をきして、年会費生の会員制度の導入と「機関紙」の発行を 3 年目の節目に決めたのである。研究会の創設自体は、1992 年 11 月の山形大学で開催された協同組合学会の時に有志の方々が決め、事務局を生協総合研究所が引き受けることになったのは 1993 年度の事業計画を策定する過程であったかと思う。生協総研での企画発案者は、主任研究員であった大嶋茂男氏である。生協総研発足(1989 年 10 月)後、研究課題や事業課題が少しずつ軌道に乗りつつあった時期であったかと思う。私が総務を担当していたこともあり、協同金融研究会の事務局をお手伝いすることになった。研究所では、当時、労働者福祉研究協議会(労福研)とロバアト・オウエン協会の事務局もお手伝いすることになっていたが、研究所設立の母体である日本生協連との関係もあり、積極的にお引き受けするという姿勢であったと思う。一方、厚生省(当時)が長寿社会福祉基金を作り、その助成事業の受託や、研究所創設に当たって尽力された故福武正先生を記念しての「福武賞」の事務局も担っており、事務局体制上も、実務的にも厳しい面があった点も否めない。

しかし、当時は、日本生協連も共済事業がかなり伸びていたし、生協の事業もバブル崩壊の影響を受ける以前で、比較的順調に推移していたこともあり、研究所のこうした対応にも理解が得られたのではないかと思っている。特に、生協の社会的な役割を考える上でも重要だという認識はあったのではないか。

翻って現状をみると、様変わりである。協同組合陣営全体が厳しい局面にあるのは事実だが、新しい目を正確に見据えて展望を見出す努力がより重要になっているようだ。東日本大震災と原発事故、それへの政治的対応のお粗末さとそれに呼応するかのような大阪での異様な事態。しかし、底辺では、各種の協同組合組織が、そして各種の市民・住民組織が「絆」をもとに多様で、創造的な活動を進めている。問題は、そうした動きを抑制するかのような制度であり、組織体制であろう。2年前の政権交代とその後の展開を教訓に、ファシズムを許すか、より深化した民主主義の道を進むのかの岐路にあると思う。協同金融研究会は、この「ニュースレター」100号を新たな契機に、後者の道の追求に資する役割を担いたいと考えるがどうだろうか。

# 協同金融研究会事務局 笹野 武則

本号の目次	
「ニュースレター」100 号と今後(笹野武則)	1
第 103 回研究会報告 (2011.11.24)	2
欧州金融・財政危機の構造と焦点(高田太久吉)	
特別企画 「ニュースレター100 号を迎えて	- 5
安田原三(5)相川直之(6)飯塚朝夫(7)大嶋茂男(7)岡本好廣(8)木原 久(9)	
炭本昌哉(11)富沢賢治(12)平石裕一(13)小島正之(13)	
寄稿 「原発よりも太陽光発電を」(生澤 博)	4
第 10 4 回研究会のお知らせ	6

2011年 12 月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル4 B 日本福祉サービス評価機構気付電話 & Fax 03-3262-2260

#### 第 103 回研究会報告 (2011年 11月 24日)

# 欧州金融・財政危機の構造と焦点

# 中央大学名誉教授(金融論) 高田 太久吉

#### 欧州危機を読み解くための4つの留意点

#### (1)欧州とアメリカの関係

第二次世界大戦終結直後から歩みを始めた欧州統合への動きは、欧州と米国との政治的・経済的利害の共有と矛盾と言う二面性をともなってきた。マーシャルプラン以降米国は冷戦体制のもとで欧州の復興と協調を望み、欧州統合を支援してきた。しかし、60年代に入って欧州の経済発展にともなう国際競争の激化、ドル不安の進行、米国の「慇懃なる無視」政策によって米欧間の矛盾が深まり、とりわけ70年代初頭のニクソンショックとブレトンウッズ体制崩壊によって、欧州独自の通貨統合をめざす動きが加速した。

#### (2)欧州統合におけるドイツ問題

石炭・鉄鋼同盟から始まる欧州統合の歴史的目標はドイツを包括した欧州連合の形成であった。ドイツ経済の目覚ましい復興・成長によってドイツは欧州における経済大国となり、マルクは事実上欧州の基軸通貨になった。欧州各国は、欧州統合を進めると同時に、ドイツの経済的覇権を抑止するという矛盾した課題に直面した。ドイツのユーロ採用と東西ドイツ統一の容認は、この矛盾の表れである。この問題は、現在の危機にユーロシステムが自立的に対応できず、トロイカ方式を採用せざるを得なかった点に表れている。

# (3)欧州統合と加盟国間の不均衡問題

欧州経済には加盟国間の不均衡という構造的問題がある。現行のユーロシステムと EU 協定にはこの問題に対応するための仕組みが欠落している。一方で市場統合・通貨統合・金融市場統合をすすめながら、財政政策と金融監督は各国の手にゆだねられている。欧州中銀は個別国の不均衡問題に介入できない。欧州中銀が一元的に管理する金融政策は、各国の財政運営から切り離されている。加盟国の財政規律を維持するための「安定成長協定」は不完全で、しかも、この協定の維持が困難になる経済危機への処方箋は存在しない。

(4) 欧州統合には、当初から二つのイデオロギー的・経済的路線の矛盾が内包されていた。 第一は、欧州多国籍企業、大手金融機関、中軸国主導の市場統合路線で、基本的に新自由 主義の規制緩和、赤字国責任論(労働者負担)の路線である。第二は、ドイツの社会的市場 経済や北欧福祉国家の理念にねざした社会民主主義的路線である。経済と金融のグローバル 化(国際競争)が深まり、市場統合と通貨統合の進展にともなって、第一の路線が強まり、 域内不均衡が拡大した。この矛盾は欧州の経済成長が維持され、世界的「過剰流動性」のも とで財政危機が顕在化しない状況下では隠ぺいされてきた。今回の世界不況による経済成長 率の急落と国際金融市場の混乱によって、矛盾が表面化し、トロイカ路線による新自由主義 的緊縮政策と赤字国責任論が危機の深刻化と政治危機を引き起こしている。

#### 欧州金融・財政危機の構造

(1) ユーロシステム参加国間には、長期的不均衡(成長率、生産性、競争力、経常収支、財政収支、資本取引他)をもたらす構造的要因が作用している。1980年代以降に欧州でも次第に強まった新自由主義的路線によって、ドイツの経常収支黒字と資本輸出は、その裏面に、周辺国の経常収支赤字と資本流入(政府・家計・銀行セクターの債務増加)を引き起こした。周辺国の債務問題は、財政危機が銀行危機に連動する構造になっている。そして、周辺国の財政・金融危機は、資本輸出国である中軸国(独仏)の銀行セクターの危機として波及する。

さらに、周辺国の財政・金融がユーロ域内で完結せず、国際資本市場に依存している構造は、 格付け会社と投機資本による攻撃に対するユーロシステムの脆弱性を作り出している。

- (2) ユーロシステムの脆弱性は、それ自体の構造的脆弱性によって増幅されている。ユーロは、参加国にとって「自国通貨」であるが、同時に「外貨」である。各国中銀は、自立的にマネーサプライを管理できず、金融政策も実施できない。ユーロシステムの安定性確保には、加盟国の財政規律と銀行セクターの健全性が不可欠であるが、これらは各国当局により多元的に管理されており、加盟国間の不均衡を抑制する仕組みは不完全にしか機能していない。また、ユーロシステムは、欧州中銀の金融政策によって管理されているが、欧州中銀はドイツ連邦銀行の影響下にあり、伝統的に物価安定を重視し、国際均衡維持や持続的経済成長には積極的関心をもたない。このため、欧州中銀は加盟国に対して「最後の貸し手機能」を発揮できず、しかも、金融政策運営は、各国の財政運営から隔離されている。このために、経済危機が財政危機およびそれと結び付いた銀行危機(銀行の巨額損失問題)として発生した場合に、欧州中銀は直接問題解決に関与することができない。
- (3) ただし、今回の危機が 2010 年に春に顕在化していらい、EUとユーロシステムはまったく手をこまねいて座視してきたわけではない。EUレベルでは欧州銀行監督局(EBA)の設立、EBAによる銀行ストレステストの実施などを行ってきた。また、「ドラジエール報告」にもとづき経営危機に陥った銀行への資本注入の手立ても講じられている。他方欧州中銀は、2007 年の金融危機発生以来、主要国との協調的な利下げを行い、民間銀行発行の証券および周辺国発行国債の購入を含む「流動性供給」を段階的に行ってきた。現在、EUとユーロシステムによる危機対応策の基本枠組みをなしているのは、2010 年8月設立の欧州金融安定化基金(EFSF)である。EFSFはギリシャとアイルランドを除く14カ国から合計4400億ユーロの政府保証(各国分担はECB出資比率を基準)を受けて、金融市場で3A格付けの債券を発行(限度額3670億ユーロ)して資金を調達し、これを周辺国に低利で貸し付ける機関である。しかし、EFSFは支援枠が不十分で、資金を金融市場に依存しており、3A格付けを利用する(格付けが2A以下の国は保証に参加できない)など制約が大きい。そのために、かねてより専門家の間からはEFSFの抜本的拡充・改組(欧州通貨基金の設立、ユーロボンドの発行、貸し付けから保証方式への転換他)が提案されている。当面の金融危機対応策としては、この制度改革が焦点になっている。

#### 欧州金融・財政危機の拡大と悪循環をいかにして遮断するのか

(1)域内不均衡---赤字国財政危機---緊縮政策---経済・政治危機---金融危機悪化---財政危機悪化 の悪循環をどのように遮断するのか

欧州の危機は欧州統合とユーロシステムが内包する深刻な構造的矛盾から発生している。 欧州委員会と欧州中銀は、域内不均衡の抑制と周辺国の財政危機克服という二つの相互に関連する課題への取り組みを求められている。問題解決の糸口は、赤字国責任論による緊縮政策の強要ではなく、黒字国の責任分担をふくむ見通しのある不均衡抑制・財政健全化政策の策定でなければならない。具体的には、赤字国の財政を国際資本市場の金利要求と投機資本の攻撃から防護する自立的政策の策定が必要である。要するに赤字国の債務負担(返済額および金利)を抜本的に軽減する措置の導入と、黒字国の国際収支均衡化政策(合理的な内需依存政策)が緊急課題である。それは、基本的に、ドイツを中心とする中軸国において、生産性上昇を賃金上昇に連動させる資本・労働連携関係の再建を意味する。

#### (2)ユーロシステムの改革をどのように進めるのか

ユーロシステムの脆弱性を改善するために、いくつかの基本的制度改革が必要である。

第一に、ECBの中央銀行としての役割を従来のドイツ連銀の呪縛から解き放ち、大きく 進展した経済統合にふさわしいマクロ経済政策の担い手としての役割と、それを可能にする 権限と機構を確立することである。 第二に、金融のグローバル化と金融証券化が大きく進展した現代金融市場では、財政が資本市場(大手銀行)に依存している限り、資本市場の混乱が政府と銀行の「流動性危機」をソルヴェンシー危機に転化するメカニズムから逃れることは困難である。内生的危機であれ、外政的危機であれ、深刻かつ広域的な金融・財政危機への対処は、金融政策と財政政策の連携なしに不可能である。 E C B の改革と同時に、財政政策の見直しと、金融取引税導入をテコとする投機資本の封じ込めが必要である。

## (3) E Uはグローバル資本主義の危機にどう対応するのか

米国の金融危機を契機とする世界不況は、現代のグローバル化し、「金融化」した資本主義の構造的矛盾の表れである。欧州資本主義は、米国と比べると伝統的に社会民主主義による福祉国家としての性格が強いが、現代資本主義の構造的矛盾と無関係ではない。欧州の金融・財政危機はそれ自体としては域内不均衡の問題であり、ユーロシステム内部での独自の解決が可能であるが、それは当面の危機回避策にすぎない。現代資本主義に固有の問題(低成長、高失業、国際不均衡、財政危機、格差拡大他)の改善のためには、周辺国と労働者に過大な犠牲を強いる新自由主義的路線を放棄し、グローバル化の時代に適応しうる新しい福祉国家の建設を目指すことが必要である。



# ニュースレター100 号を迎えて

ニュースレター「協同金融」100号発行に当たって

#### 安田 原三(協同金融研究会代表 日本大学名誉教授)

研究会のニュースレター発行が 100 号を迎えることになった。研究会に携わってきた者として大変嬉しく思うものであります。研究会は発足以来定例研究会を隔月に開催し、その折々の課題を取り上げてきた。毎年一回 3 月には明治 32 年 3 月 6 日の産業組合法制定を記念してシンポジウムを開催してきている。これらの活動とともに活動報告と、会員の意見発表の場としてニュースレターを隔月に発行してきたのである。これらの活動に日頃からご協力ご支援頂いている会員の方々を初め、ご支援頂いている各関係団体に先ず心から感謝申し上げる次第であります。さらに付言すれば、研究会の他面の活動は、その企画から運営、発行の一切の事務処理は初めから有志のボランティアに依存してきたのであり、これに参加してご尽力頂いた方々に深く感謝申し上げなければならない。

100 号を振り返えると研究会発足からの十数年の間に世界経済ではいろいろなことが起きてきた、サブプライムローンに起因するアメリカ金融機関の動揺、特にリーマン・ブラザースの破綻は各国に影響を及ぼしたし、ギリシャの財政破綻、政府の債務超過がユーロ諸国にも発生しつつあり、金融恐慌の発生を危惧せざるをえなくなっている。さらに変動を助長する投機的な大量なファンドの行動は一層市場を混乱させることになっている。

わが国経済においても、経済グローバル化によって、市場主義経済が強く求められM&Aや海外資本の流入、大企業を中心に低コストを求めての海外生産への転換、現地法人による海外進出、生産移転を進めた結果、国内経済の空洞化、非正規雇用の増大、失業率の上昇など厳しい状況を日増しに激化させてきている。中小企業にとってはより厳しい状況を生み出し、格差拡大とともに企業数の減少を招いている。

金融においても、経済のグローバル化は、金融ビッグバン以降その対応を急ぎ、着実に進展し、業務の多様化やBIS規制による自己資本比率の実施、銀証分離の撤廃を含む業務の多様化、海外資本の流入、都市銀行の合併、再編、その結果としての銀行大規模化、中小金融機関においても業務の多様化、経営困難からの合併の増大、協同組織金融機関は比較的小規模であることから行政からも合併を促進させられており、機関数の減少が急速に進んできた。しかも、デフレの長期継続と長期景気の低迷によって、貸出の減少傾向が続いているといった状況である。協同組織金融機関問題がそういった状況の中で問題視されてきたのである。金融庁は、「協同組織金融機関のあり方」についてワーキング・グループによる審議を始めたが、これが始められた直後にリーマン・ショックが発生したこともあって、逆に信用金庫等の活動が評価され、信用金庫を中小企業銀行に転換させる意向は通らず、中間答申という形で報告が出され一応終了した。

折しも、2012 年を「国際協同組合年」とするという国連決議が 2009 年になされて、協同組合の認識の確認、普及と運動の展開が要請され、わが国においても信用金庫・信用組合業界が初めてこれに参加して活動を始めつつある。現代社会において協同組合の価値がなんなのか、そして運動は如何になされていかなければならないかを再確認にさせるものであるが、わが国の現代社会を見ても、協同組合的金融機関として信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁業協同組合等がその金融事業に何を期待されているかを、しっかりと再考すべきであろう。原則にある協同組合間協同、地域社会への貢献といった役割はこれからの活動にとって重要な課題である。本研究会も特別研究会を設け、協同組織金融機関のあり方を検討しているところであるが、会員を初め多くの方々のご協力を頂きながら、今後さらに期待に応えられる研究会に成長していきたいと願っているところである。

# 相川 直之(全国信用金庫研修所)

#### 1. 運営スタッフの方々ありがとうございます

会報が 100 号になるなんてすばらしいことです。これも研究会があってのことですから研究会の事務局はじめ運営委員の方々のご努力にまず感謝します。また、会報の発行はもう一つ別の仕事ですから編集に携わっておられるスタッフのご苦労には頭が下がります。わたしなどは発足当時からの研究会の参加者とはいうものの、職場が遠いことやもろもろあって(これは言い訳に過ぎないのですが)このところ研究会にあまり参加しておりません。ですから、会報を通じて研究会の状況 テーマや検討事項を知るわけで会報の存在はとても貴重です。

#### 2. 啓蒙、教育を広げる必要性

さてそうではありますが、わたしがいま感じている願いを二つほど書きます。

一つは会報をどうやれば広報的な存在にまで広げられるか、もっと多くの人たちー協同組合組 織に働いている人たちや会員、組合員に読んでもらえるようになるかというようなことです。わ たしはこの8年半ばかり全国信用金庫研修所で全国各地の信用金庫から参加する支店長、次長、 中堅管理職の各講座の受講生に「信用金庫の使命と役割、課題」というタイトルの講座(各階層の オープニング講座)で講師をしています。話す内容はなぜ協同組織の金融機関としての信用金庫が 発足し存在し続けているのか、そもそも今日における協同組織とは何か、株式会社との違いは何 か、どういう姿勢で会員に接すべきか、監督官庁は何を指示し、われわれはそれにどう対応した らよいかというようなことです。一言でいえば理念教育です。1回の講義時間は3時間ほど、参 加者は平均 40 人前後、わたしの年間の受け持ち口座数は 10 数回です。ですからわたしが 1 年間 に講義をする人たちは数百人になります。その人たちのほとんどは新入職員のときに信用金庫法 の講義を受けてから以降協同組織とは何か、どうして信用金庫は株式会社でないのかについて聞 いたり考えたりしたことがないのです。そして、漠然と協同組織は株式会社より劣っているので はないか、非営利などといっても毎月収益をあげよと追いまくられている、非営利などとんでも ない、相互扶助といっても日々の活動からそんなことは感じられないと思っています。それが3 時間の講義を聞くと大半の人たちは協同組織って必要なのだ、信用金庫の役割は重要だと感ずる ようになります。学べばわかるのです。しかし、現場に戻れば日々目標計数に追われ、銀行との 貸出金利競争に明け暮れることになり、いつの間にか協同組織の信用金庫のあり方について考え なくなってしまうのではないかと危惧されます。顧客である会員も信用金庫が協同組織だからと いって対応が異なるわけではない。ですから、この会報的なものが現場に届き支店長はじめ管理 職の人たちを励ますものになればいいなと思います。

二つは経営トップ関すること。協同組織のことを職員が考えないというのはトップが考えないからという面がきわめて大きい。もしトップが協同組織の大切さ、協同組織であるがゆえの強さを認識すれば職員教育もそしてきわめて大切な会員教育も間違いなく進みます。ですから、トップにたいする教育がどうしても必要になります。しかし、これはなかなか難しい。でも不可能ではない。研修所ではこの何年かトップの合宿研修という試みもしています。自ら学ぶことの必要性を痛感しておられるトップも少数ながら存在しています。これをなんとか広げたいのですが広がりはいま一つです。この会報もこの辺を意識して、協同組織金融機関のトップにもなんとか届く工夫をしていただければいいなと思っています。

#### 3.協同組織的観点から今の情勢からの脱却の方向を示す

いま日本経済はきわめて厳しい状況に陥っています。特に地方の状況が深刻です。日本各地の信用金庫からも悲鳴が聞こえてきます。この状況からどう脱却していくべきか、そこにもいわば二つの道があるように思われます。一つは株式会社的、市場主義をさらに徹底する道、もう一つは協同組織的、持続的な国内経済構築の道です。いま 5 大新聞がさかんに繰り広げている記事や論説の方向は市場主義的な道です。この道を歩まなければ世界に遅れ、生きていけないようなことが言われています。リーマンショックで大打撃を受け、東日本大震災でピンチに見舞われたにもかかわらず輸出型大製造業が主導する日本経済の道が「資源のない日本」では今後も必要と叫

ばれています。しかも驚くことに協同組織の中央機関が催すトップセミナーなどでもこうした方向を説く講師を招聘している。協同組織的な方向を無視したり馬鹿にしたりする講師を平気で登場させています。それは協同組織の金融機関のトップたちが今の現状をどう認識したらよいかわからないからではないかと思います。ですから、協同組織の観点からすればどう考えたらよいかをどんどん発信していってほしいと願います。たとえばユーロの金融危機で日本の金融も壊滅的な影響を受け、信用金庫も二進も三進もいかなくなるような話は少なくとも先般の研究会での高田先生の話を聞けばなくなるはずです。

そんなわけで今後についての協同組織的な見地からの今後の道の解明とそれの広報を是非強く 推進していただきたいと念じます。

以上がわたしの100号に寄せてのお祝いとお願いです。

# 新しい時代を迎えて

# 飯塚 朝夫 (元東京労働金庫)

協同金融研究会発行の「ニュースレター」が 100 号目を迎えると聞いた時には、びっくりしました。あっという間に 100 号にも達していたのですね。率直にいって、この研究会自体がここまで継続・発展して来たことが大きな成果だと思います。それだけ日本に於ける諸協同組織金融機関の役割が大きく、期待されていると言って良いのではないでしょうか。

この間、発展を支えて来たのは、協同組織に結集されている多くの方々の力だといえます。なかでも何代かにわたり各協同組織で実務に携わっている多くの役職員の意志が強かったこと、そして、それを運動の理論的な側面から多くの学者・研究者の方々にご指導、ご援助の役割を果たして頂いたこと。この両者の結び付きがなければ今日の研究会はなかったのではないでしょうか。そして、組織の中核として実務面を支え、リードして来た何代かの代表・事務局長・運営委員の方々の貢献は非常に大きかったと思います。

さて、周囲の状況は大きく変化して来ています。

今、世界を震撼させている欧州の経済・金融危機、EUは崩壊の淵にたたされています。そして日本をとりまくTPP問題は、大きな岐路に立っております。これらの問題については多くの意見が出され、立場によって全く相反する見解が述べられています。これらは日本の市民全般の生活に大きな影響を与えることになります。国際的にも同じことです。この大波に対処して、市民生活を守っていける大きな力は協同組織です。

我々の研究会は、問題を深く解明し、日本のあるべき姿を見定めてゆかねばなりません。

その為には、今までも課題であった、活動の幅を拡げること、より多くの人達に研究会へ参加 を呼びかけて量的にも質的にも強化・拡充することが臨まれます。

それは「ニュースレター」の充実・強化にもつながります。

情勢の進展のテンポは速まっていくでしょう。そして、様々な国際的な圧力も強まることでしょう。しかし、我々は、どんな情勢の下でも慌てず、腰を据えて国家 100 年の大計確立にささやかでも貢献していこうではありませんか。

協同金融研究会は協同金融機関を社会的企業体となるように導く

# 大嶋 茂男(NPO法人中小企業・地域振興センター理事長)

私が財団法人生協総合研究所の主任研究員だったころから今日まで「協同金融研究会」に参加しその発展を希求してきたのは、「研究会」に社会的企業体を支援する金融機関の育成支援を期待したからであった。外国の場合、コミュニティに責任を持つ金融機関と資本の国際取引にかかわる金融機関が明確に分かれているのを確認したうえでの希望でもあった。たしかにこの役割

「研究会」によって一部担われたが期待したほどでもなかった。

「会報」100号への執筆をするにあたって、そのことの意義を再度訴えたい。

社会的企業体とは、社会が共通して望んでいる「社会のなっていたい姿」を実現することを企業活動の目的の根幹に据えている企業である。協同金融機関は、以下述べる内容を体現して、社

会的企業体になることが期待されている

現代の後期資本主義は、以下に掲げる7つの理由で維持不可能に陥っているが、その根本的な原因は、後期資本主義が金融資本主義に転化し、「自然と社会と人間を利益追及のために収奪するだけの存在」になってしまったことである。それが地球温暖化、生物多様性の破壊、世界的な食料農業の危機、原発など有害物質の蓄積、実物経済をかく乱する金融資本主義化、日常的経済体制の軍事化。失業と格差の広がりと統治不能性を引き起こしている。

これに対して、新しい維持可能な社会は、なによりも「自然を大切にし、育て、社会をよりよいものにし、人間を発達させ、すべての人に人間にふさわしい仕事を保障すること」を"社会の原理"のなかに組み込んでいなければならない。

幸いに、協同組合はその原理を組み込むことを世界的機関で決めている。

1980 年に開催された第 27 回ICA(国際協同組合同盟)モスクワ大会は、カナダのレイドロー博士による「レイドロー報告」(『西暦 2000 年における協同組合』)を満場一致で決定した。その内容は、先に述べた自然、社会、人間を大切にするという哲学を確認し、具体的には、次の4つの優先実行政策を明らかにした。

世界の飢えを無くすことに協同組合は大きな役割を果たす。

すべての人に、生産的労働を保障するうえで協同組合は役割を果たす。

地球環境と地域環境保全のために積極的な役割を果たす。(現時点に即して言えば、脱原発、効率向上、省エネ、自然エネルギーへの転換において協同組含陣営が積極的な役割を果たすことが重要である)

コミュニティの自立的発展のために役割を果たす。

日本の協同組合金融機関が、自らの以上の課題を遂行する社会的金融機関となり、協同組合や中小企業にも、その政策の中で大きな影響力を発揮することになれば、社会を進歩させるうえで 積極的な役割を果たすだろう。

\*以上に関して、詳しくは私の最新刊「福島後維持可能な社会をつくる『協同運動と新社会システム』(合同出版、1500円、税別)」をご覧下さい。

100回・100号を区切りとして今後に期待する

#### 岡本 好廣(元生協総合研究所専務理事)

#### 発足の頃に思いを馳せて

協同金融研究会が今年定例研究会とニュースレターそれぞれ 100 回目を迎えた。前者は 100 回記念行事として、3月5日に宇沢弘文先生を記念講演の講師にお迎えしてシンポジウムを開催した。その6日後に東日本大震災が起きたが、協同金融研究会は定例研究会で相継いで震災関連のテーマを取り上げてきた。

振り返ってみると協同金融研究会が発足したのは 1993 年であり、私が(財)生協総合研究所専務理事のときであった。事務所を生協総研内に置いて有志による活動を開始したのである。同時にロバアト・オウエン協会の事務所も置いてのスタートであった。もっともこちらは 1958 年に発会しており、その後事務所を転々として生協総研に落ち着いたということである。オウエンの祖国であり、協同組合発祥の地でもあるイギリスもかなり以前にロバアト・オウエン協会はなくなっていて現存するのは日本だけである。

生協総研が事務所を引き受けた直後、会長(現在顧問)の一橋大学名誉教授・都築忠七先生が学士院賞と恩賜賞をダブル受賞される快挙があり、盛大に祝賀会を開催してのスタートになった。私は当初からこの会の理事を務めて、現在も続けている。これに比べると協同金融研は地味に出発し、果たして続くものかどうか影ながら心配していた。それが間もなく発足 20 年を迎えようとしており、年と共に活動が充実しているのは嬉しいことである。改めて歴代の会長、理事、取り分け事務局を担当されている方々の努力に敬意を表したい。

#### 怨嗟の的になっている金融業界

リーマン・ショックを引き金にして金融危機がヨーロッパに飛び火し、アイルランド、ギリシャ、ポルトガル、イタリアのユーロ圏からハンガリー、スロベニアなどの中・東欧圏の国々に広

がっている。日本ではバブルが崩壊して30年近くになっても経済の再建が出来ず、年と共に収縮していっている。金融資本の飽くなき利潤追求がトランプの婆回しのようなサブプライムローンを生んで、地道に暮らしている人々を不幸のどん底に陥れた。金融は産業の血液を供給する血管の役割を果たすものであるといわれてきた。それは間違いないことであるが、現在のようにその血が汚れ、血管が次々に破れる事態になると血管そのものを見直して再構築していかなければならない。

しかし、アメリカを始めとする金融資本主義の国にそれを求めても益のないことである。いまや国家財政そのものがグローバルな金融資本によって汚染され、連鎖する弱い環から崩れようとしている。その解決策はどの国も判で捺したように国営部門の切り売り、増税、首切り、社会保障の切り捨てである。日本でもバブルの最盛時に多くの金融機関がどういうことをやったか、国民は骨身に徹して知っている。その後遺症のバブルで国内経済は縮小の一途を辿って今日に至っている。賃下げと雇用調整、結果としての不正規労働の増大はかってない貧富の格差を招いている。世界経済も日本経済もいま建て直さないと取り返しのつかないところにきている。経済を建て直すためには金融機関を改革しなければならない。悪い血管を入れ替え、濁った血を放出するような改革である。しかしそれは望むべくもない。とすれば営利一辺倒な金融機関でなく、勤労市民、農民、中小企業に根ざす協同金融のバイパスを強めて、順次太くしていくことが重要である。

#### 協同組織金融機関出番のとき

そう考えると今こそ協同組織金融機関出番の時である。2012年は「国連国際協同組合年」である。国連は世界情勢の中で「食糧の確保」「経済の安定」「環境の保全」に果たす協同組合の役割を評価して「国際協同組合年」を提起し、世界的に協同組合の強化・発展を呼びかけている。経済の安定は金融の安定を伴ってこそ実現できる。国連は2008年以降の金融危機の中で協同組合が果たした役割に注目し、協同組合銀行の存在を高く評価している。金融危機のなかでも各国の協同組合銀行は組合員の要望に応えた透明性の高い運営を続けるとともに、協同組合ならではの社会に貢献する活動を続けていることを評価している。他の金融機関に比べると経営も安定的で、着実な発展を遂げている。こうした特徴を今後益々伸ばしていかなければならないのは、日本の協同組織金融機関にとっても同様である。これに加えて日本では今後次のようなことが重要になると思われる。

他の金融機関との競争が激しくなる中で、協同組織金融としての特徴を発揮すること。それは共同性に基づく地域経済・社会に貢献する金融機関になるということである。

組合員と利用者の声をもとにした運営の強化は言わずもがなのことである。

そのためには一部の機関に残っている古い経営体質からの脱却が必要である。

協同組合金融機関同士の法の枠組みを超えた連携の強化も重要である。

こうしたことを進めていく上でこれまでに 100 回を超す定例研究会と、100 号に及ぶニュースレターで会員同士の研究と意思疎通を図ってきた協同金融研究会の役割は一層大事になる。その点で7月から始まった「協同組織金融機関に関する特別研究会」に大いに期待したい。

# 提言力の強化と発信力のアップ

# 木原 久(農村金融研究会)

手元に残っている資料によると、第1回協同金融研究会は、1993年5月19日に開催され、「最近の金融情勢と地域金融機関」のテーマで、武蔵大学吉田暁教授が講演されている。と同時に「協同金融研究会」発足に向けての素案が検討され、会の目的、想定されるテーマ、研究会の持ち方等が議論され、研究会は発足したとされている。

当時は、バブル経済が崩壊し、その傷跡が未だ生々しい時期であり、不良債権をどう処理していくかが、すべての金融機関に重くのしかかっていた。また、金融行政当局は前年に金融制度改革法を公布し、その後の規制緩和を軸とした金融ビッグバンにつながる方向へと大きく舵を切りつつあった時期でもあったように記憶している。

こうした経済・金融情勢のなかで、協同組合金融の現状を見つめ直し、そのあるべき姿を探求

しようとの問題意識をもった協同組織金融関係者が結集して研究会は発足したとあり、時宜を得た発足であった。研究会の参加メンバーは、あくまで個人としての参加であり、関心のある人たちに広く参加を呼びかけながら開催していくとされた。私自身は、農協系統選出の幹事(現運営委員)であった炭本昌哉さん(当時農中総研理事・主席研究員)の補佐という立場も兼ねて、第2回研究会からメンバーとして参加することとなった。

以来、103 回の定例研究会、1900 年 3 月の産業組合法の制定に合わせ毎年 3 月に開催してきた 8 回のシンポジウム、先進事例業務視察、特定のテーマに絞った特別研究会、100 号を迎える「ニュースレター」の刊行等、多彩な取組みが行われてきた。このなかで、私は、協同金融関係者から多くのものを学び、交流し、日常の調査・研究業務にも生かしていくことができたと思っている。18 年余にわたる研究会は、まさに「継続は力なり」であり、また、歴代の代表、事務局長をはじめ、当初から会全体を物心両面から支えてこられた生協総合研究所に改めて謝辞を申し述べたい。

これまでの会の活動でとくに印象に残っているものの一つは、2000 年 2 月「21 世紀の協同金融機関への提言」(中間的なまとめ)をまとめたことである。まとめに当たって、東京近郊のある市を選び、同市に存在する信金・信組・労金・農協の協力を得て、各会員・組合員を対象にアンケートを行い、協同組織金融機関へのニーズ、業務への要望、評価を踏まえながら研究会を重ねた。投資信託や有価証券等の新たな金融商品が取り扱われるようになり、また金融機関の同質化が進行するなか、アンケートで明らかとなったことは、会員・組合員は「預金・貸出の充実」「相談業務や窓口対応の充実」「営業時間の延長」や「小口重視」「親身に相談」「地元支援」といった、日常のくらしそのものから発せられたニーズや要望の強さであり、調査に参加したメンバーは協同組織金融の役割を再確認したように思う。

各業態から意思のある研究会メンバーだからこそ、こうした業態を超えた調査が可能であったと考えられ、現場に立脚した調査活動を踏まえた貴重な研究成果となったと思う。研究会の活動に、時間的、物理的に限界はあるものの、先進事例視察とは違う現地調査等を織り交ぜたものもあってもよいかと思われる。

もう一つは、2004 年 3 月、協同組織金融機関として自ら依って立つべき基本原則と業務遂行に当たっての基本的なスタンスを示すものとして「協同組織金融機関の行動規範」を提言している。理事者、職員として、さらに経営(運営)にあたっての判りやすい「行動規範」としてまとめられたものである。協同組織金融を取り巻く環境は、研究会が発足した当時と比べ激変している。内外の協同組織金融機関は、株式会社化や出資(投資)証券の発行等をはじめ、そうした変化への対応策を打ち出しているが、見方を変えれば協同組織原理とは相いれない領域に踏み出していないかという危惧も感じざるを得ない。

今日の繰り返し引き起こされる経済・金融危機の背景には、金融資本が実態経済からかけ離れ、限りない自己増殖を続けていく資本の論理がある、と指摘する識者は増えている。そして、今やその論理がくらしや労働といった本来の人間の営みを破壊する局面に至っているという認識が強まっているからであろう。

こうした資本の論理に晒されながら、協同組織金融機関として日々会員・組合員に接している役員・職員の苦悩は計り知れない。悩んだ末に、常に立ち返る原理(協同組織金融の「憲章・綱領」)が求められているのではないだろうか。その原理とは、とどのつまり「資本優先」か「人間優先」か、どちらの原理に立脚するかということであり、前述の「行動規範」の提言は、それに応える先駆的な取り組みであったように思える。

深い感銘をもって読んだ、レイドロー報告『西暦 2000 年における協同組合』(1980 年)は、やがて来る 2000 年には、現在では存在しない、構想もされないような、多種多様な協同組合の出現を想定している。そして同時に、協同組合のあるべき姿、すなわち原点であり魂ともいうべきものからの逸脱についても警鐘を鳴らしているように思える。現在進められている国際協同組合年に向けての「協同組合憲章」制定への取組みは、激変する状況のなかにあって、新たな協同組合のあるべき姿の模索でもあると思われる。

協同金融研究会は、業態が異なる協同組織金融機関が連携し、金融サイドから協同組合が抱える問題点や課題を出し合い、議論を深めてきた。そして、もう少しで 20 年の実績を有するところまで到達しようとしている。繰り返しになるが、市場原理最優先や金融資本の暴走がもたらす弊害を目の当たりにして、もうひとつ別な社会原理を求める人たちの間で、協同組合への理解者が増加しているように思える。

当研究会のこれまでの成果を生かし、協同組織金融の現場の実態を把握すること、今後の方向性についての「提言力」を強化すること、そしてそれを広範な人たちに向けて発信していく、「発信力」のアップが、今こそ求められているのではないだろうか。

# 学び合う協同組合金融

# 炭本 昌哉 (元農林中金総合研究所)

**学び合う必要** この 20 年の間に、デフレ・自由化時代への転換と私は呼んでいるが、世の中は大きく変った。自民党政権は、永久政権のように思われていたが、そうではなくなった。ソ連はロシアに変り、共産党ではない政権が永久政権をめざしている。日本の金融界も、その中心と自負する都銀、長信銀、そして政府系金融機関すら大きく変った。その中で、協同組合金融は、一部を除けばほとんど変わっていない。それは、変るべくして変わっていないと言っていい。協同組合金融は如何に変るべきか。それを知るために、協同金融研究会設立の原点である、我々が相互に学び合う必要は一段と強まっている。

**農業は林業に学ぶべし** これまで、林業関係者は農業のことを、林政関係者は農政の動向を気にしていた。一方、農業関係者は林業のことを、農政関係者は林政の動向を余り気にしていなかった。それは、発展途上国は先進国のことを気にするが、先進国側はそれほど途上国のことを気にしないのと似ている。

しかし、この 50 年の間に状況は大きく変った。国内林業は海外に押され、木材の輸入が増え、 国内林業の存在価値は、産業としての意味はさておかれ、環境問題等々の観点からの意味が強調 されるようになった。そして、国内農業も、林業の後を追って、同様の変化、すなわち海外農産 物の輸入の増加、国内農業の多面的価値(環境、景観などその他)の強調があり、農業関係者の 主張、行動も、林業関係者の後を追うようになってきた。

**農協は漁協に学ぶべし** 金融機関としての農協と漁協の関係も、林業と農業の関係に似ている。かつては、漁協金融は、農協金融に何年も遅れていると言われていた。そして、農協における各種の金融機能の充実を見て、漁協関係者は、我々も負けてはおられぬとがんばってきた。しかし、近年、漁協は、メガバンクの誕生などから金融機関としての規模が一段と過小になってきたことに強く危機感を抱いて、思い切った広域合併や県レベルの機能の活用などを積極的に進めている。もちろん、農協金融においても、合併が進行し、連合会の効率化が進んでいるが、各地の状況を仔細にみると、過小規模の問題が残っているところが少なくない。一県一農協など超大規模への合併は、話としては少なくないが、実現したものは僅かである。

日本の産業の衰退は農業から製造業へ 最近、日本の製造業の国際競争力の衰えが論ぜられている。変動相場制へ移行して以来の長年にわたる円高の進行があり、世界的に産業構造が変り、日本が得意としてきた加工組み立て業種の比重は低下、米国がリードする T産業が経済全体をリードするようになった。そして、日本の競争相手であった韓国や台湾に劣後するようになった業種も少なくなく、中国などの追い上げがめだっている。さらに、日本の企業による生産拠点の海外立地は、規模、業種を問わず広がっており、それは国内の投資、雇用を著しく減殺するものになっている。その結果、日本の貿易収支は、かつてのような大幅、安定的な黒字基調ではなくなった。その状況は、私のように日本農業の動きを長年ウォッチしてきたものから見れば、農業が歩んできた同じ道を、今や製造業が歩んでいるように見える。

大学で講義をしていた頃、私は、農業の動きを含めて見なければ、日本経済全体の判断に誤りを犯すことを強調した。その例として、1980年代末の土地価格の高騰を見ると、当時の日銀は、(農村、農業には注意を払わず)それを一般物価の上昇につながるものと警戒して利上げを進めたが、地価の上昇には農地価格は含まれていず、その状況は石油危機の頃とは全く違う、文字通りのバブルで、一般物価の上昇につながるものではなかった。

すなわち、現在の製造業の衰退は、一時の衰退、対策次第で止め得るものではなく、農業も視野に入れれば、日本の産業全体の競争力の衰退が、農業から製造業へ広がってきたものと考えられる。

**農業の衰退が農協にもたらした問題** これまで、協同組合金融の中で農協は最も遅れていると みなされ、実際、農協は、他の協同組合金融から学ぶことが多かった。例えば、1980 年代の話だ が、当時も今も信金界切っての論客の平山惠三さんに、静岡県(農協活動の先進県のひとつ)の 農協の研修会の講師を、当時農林中金総研にいた私と一緒に務めていただいた(1990 年代になっ て協同金融研究会ができた際に、集まってきた人々の中に平山さんがおられるのを見つけた時は、 とてもうれしかった)。

しかし、日本の産業の衰退が農業に限られていた時は、その影響、それがもたらす問題は農協に限られていたが、製造業全体に及ぶようになれば、それは、協同組合金融全体に及ぶようになる。そうなると、農業と林業、農協と漁協の関係と同じく、後のカラスが先になるようなところが生じてくる。この農業が衰退してきて農協が抱えるようになり、今後は他の協同組合金融の皆さんとともに考えたい問題は、次の二つである。

第一に、貸出の伸び悩みである。農業の衰退によって、農業への投資が減少、農業生産者である農協組合員の借入需要が減少してきた。その結果、農協の貸出は、住宅ローンや自動車ローンなど一般生活資金が中心になり、貯貸率(貸出金残高/貯金残高)の低下が進み、運用における連合会への預け金の比率が上昇している。

この貸出不振、経営内容、信用状況を熟知している組合員への貸出の不振によって、協同組合金融の強味を十分発揮できない状況がもたらされている。このような問題は、周知のように、農協以外の協同組合金融にも近年広がっている。

第二に、農協の事業量は、経済事業、金融事業ともに広く地域のニーズへ合わせて拡大、農業の衰退にもかかわらず、安定基調を維持している。しかし、農協の組合員のなかで、農業生産者である正組合員の比率が低下、准組合員(出資を行い、事業利用はできるが、運営に参加することはできない)が増加して、協同組合としての実を失いつつある。

言い換えれば、社会階層別に協同組合をつくるという、これまでの協同組合法制の矛盾が露呈 してきており、それは、日本の協同組合活動全体に現われている。

それを是正するために、統一協同組合法制への転換(組合員資格も事業種類も定款で自由に決め得る単一の協同組合法の制定)が、協同組合金融を含む協同組合共通の喫緊の課題になっている。

# 研究会創設者の杉本時哉さんを想う

# 富沢 賢治(聖学院大学大学院・教授)

大学生の頃、仲間とともに文芸雑誌を刊行した。「3号雑誌」という言葉があるが、私たちの雑誌は3号でつぶれた。そのような経験を持つ私から見れば、有志の会がつくる「協同金融」が100号も続くのは、奇跡的である。歴代の会長と事務局長、さらには編集実務を実際に担当してこられた笹野武則さんの頑張りに心から感謝したい。

協同金融研究会の創設期をふり返ると、平石祐一さんとともに杉本時哉さんを想うことしきりである。平石さんは皆さんご存知のとおり、研究会の中心人物である。杉本さんは、当時、労働金庫協会の役員であり、研究会の立ち上げに奮闘された。その後、協同総合研究所の理事長も努められたが、その際、私は副理事長として種々の面で杉本さんのお世話になった。

長年にわたって協同組合間協同の重要性を主張してきた私であるが、協同金融研究会が創設される以前から、協同組織金融機関間の協同の必要性について平石さんや杉本さんと話し合ってきた。協同組織金融機関について無知であった私は、協同組織金融機関間の協同がどのようにして可能であるのか皆目見当がつかなかった。協同組織金融機関の専門家である平石さんや杉本さんも、この問題を探求するためには、協同組織金融機関の有志が集まって研究する必要があると考えられたのであろう。ご苦心のうえに協同金融研究会を立ち上げられた。

「協同金融」第 100 号を杉本さんが見られたら、満面の笑みをもって読み、いつものように熱心に協同の重要性を説き続けるに違いない。そう思うと、いまさらながら大切な人を亡くした想いでいっぱいである。

杉本さんにもう一つ嬉しい報告をしたい。来年は国連総会が決議した国際協同組合年である。 協同金融研究会は、平石さんのリーダーシップのもとで、国際協同組合年のための特別研究会を 組織し、定例の協同金融研究会と並行して研究を継続している。この特別研究会にはとりわけ熱 心な方々が集まり、各種組織の現状報告をふまえたうえで、協同組織金融機関のあり方について 真剣な議論を交わしている。「杉本さんの蒔いた種が、ここまで育っていますよ。」

この木を枯らしてはならない。「会報」は、この木を枯らさないための水である。創設者の意 志を継ぐ次世代を育てるための滋養である。

笹野さん、頑張ってください。そして、願わくば、後継者も育ててください。よろしくお願いいたします。

# 100号に寄せて

# 平石 裕一 (元協同金融研究会事務局長)

本研究会の「ニュース・レター」が早いもので 100 号という。2か月に1回の割で出してきたのだから、200か月経過、つまり16年程になる。ボランテア団体としてはでき過ぎの気もする。私は本会のスタートから約10年超事務局の責任者をおおせつかつてきた。というよりはこの会を信金・信組・労金・農協・生協の友人と力を合わせ出発させ、何とか運営してきた後、2代目事務局長・生澤さん、3代目小島さんへバトンタッチをすることが出来た。 誕生のいきさつは、協同組合学会の東北集会(1992年秋)の夜の懇親会がきっかけだったと思う。学会に顔を出していて、一緒に学会誌の編集や視察など行動を共にしている中で親しくなり、何とか金融関係で共同の調査研究の場が作れないかと自然に雰囲気が出来たのだろう。

幸いなことに、当時生協総研の専務をしていた岡本さんが労金の杉本さんと旧知の中で、その 杉本さんと僕が大学時代の友人だったこともあり、生協総研に無理をいって居候をさせてもらえ るように話を付けてもらったのが決定的誕生の成功要因と思う。

当時賛同してもらった学識経験者は14名で、伊藤孝司、黒川俊雄、齊藤 正、富沢賢治、野田正穂、堀越芳昭、村本 孜、森 静朗、安田原三、山岡英也、山口義行、山田弘史、吉田 暁、米村 司、若菜正隆といった方々であり、この方々とそれに生協総研の笹野さんには名実ともに会の運営発展に力を貸していただいたと思う。野田、森、山田諸先生などその後亡くなられた方々やいろいろの事情で疎遠になられた方々もあり寂しい気がする。その一方新たに加わっていただいた学識経験者も由里さん、長谷川さん、平澤さんなど数少なくないのは心強い限りである。

当初から隔月1回研究会をもってきた。1回は学識研究者から1回は4業態の実務者からの問題提起ということだったが最近この決まりは崩れてはいるが、隔月1回の研究会、年1回のシンポジウム、視察という大枠は守られているようだ。

忘れられぬ業績は、都下三多摩地域にある市に支店等を持つ4業態の営業店の多大な協力を得て、4営業店の取引先会員と当該地域の2生協の組合員にたいして合同のアンケートを実施し、協同組合金融の共通した良さと課題を本邦初めて明らかにしたことだ。

2012 年は協同組合年だし、東日本大震災、福島原発事故の発生で日本の経済社会の抜本的な見直しの機運が出始めているが、一方で資本利潤本位の圧力はなかなかその主張を引っ込めない。容易には世の中変らぬが、大海の中の一滴でも協同金融研究会の不退転な努力が無駄ではないと信じている。

# 100 号記念の編集を終えて

ニュースレター100 号発行にあたり、改めて継続の力を感じます。これも創設以来今日まで尽力された先輩諸氏の熱意と行動のたまものであります。

私は 2007 年 6 月に生澤 博氏から事務局長を引き継ぎ、ニュースレターは 73 から、定例研究会は第 81 回から関わってきました。この間、齊藤正氏(前代表)、安田原三氏(現代表)、笹野武則氏(現事務局)はじめ運営委員の皆様にご指導ご協力をいただき、何とか今日を迎えることができました。また、事務所の提供や会議室の利用について、公益財団法人生協総合研究所と一般社団法人日本福祉サービス評価機構に大変お世話になっておりますことについて改めて御礼申し上げます。

定例研究会の開催、ニュースレターの発行、シンポジウムの実施、先進業務事例視察などは計画通り推進できましたが、約110名の個人会員と24法人の賛助会員の期待にお答えできたのか自問自答の日々でした。また、当研究会の課題である会員増強については解決できないままです。

私たちを取り巻く環境は先輩諸氏のご指摘のように資本主義体制は強化され、あらゆる分野で 競争を強いられ、強者と弱者の色分けが鮮明になりつつあります。この状況を打開する方策を明 らかにし実践することが協同組織金融機関に課せられた責務と思います。

本研究会は会員同士の結束を強め、協同組織金融機関の役に立つ情報の提供や研究成果の提言を行って参りたいと思います。

会員の皆様、これからもよろしくお願いします。

(事務局長 小島正之)

寄稿

# 原発よりも太陽光発電を ~東電は解体し出直しせよ~

# 協同金融研究会前事務局長 生澤 博

東日本大震災に伴う東京電力福島発電所の事故により、原子力発電の"安全・安心・安価でクリーン神話"の偽りが露呈しましたが、さらに東京電力の杜撰な経営体質も暴かれた感があります。このような会社は、社会的に排除されるべきだと思われますが、地域独占の地位にあることに安住し、倒産させることはできないだろうと甘え、無茶・無責任な行為を続けているように思われます。

#### 原発が安価でないことを示す事実

大震災前の東京電力の現状はどうだったのかを同社の第 86 期(平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日)の有価証券報告書で見てみると、同社の発電設備は表に見る通りです。これによると水力、汽力、原子力、内燃力、新エネルギー等で太陽光発電はまだ行われていないようです。水力は 160 か所、汽力は 15 か所、原子力発電所は福島第一、福島第二、柏崎刈羽の3か所の合計です。

# 東京電力の発電設備概況

	総額簿価	発電所数	最大出力	1 k w <b>単価</b>
	a (百万円)	(ヵ所)	b (kw)	a/b (万円)
水力発電	715,652	160	89,865,580	0.796
汽力発電	1,032,462	15	37,965,000	2.719
原子力発電	670,944	3	17,308,000	3.876
内燃力発電	8,991	11	223,560	4.022
新エネルギ				
一等発電	1,133	2	3,800	29.815

出所:東京電力第86期有価証券報告書より作成。

注:原子力発電は福島第一、福島第二、柏崎刈羽の三か所。 建設中の福島第一7,8号、東通1,2号は新設備計画額として別

さらに指摘したいのは、設備の総額(簿価)を最大出力で除して1kw当りの単価を比較してみると、原子力は水力、汽力に比較し、高額です。水力、汽力の設備はかなり古く、建設時の単価が安価であったから簿価は低いなど、種々の事情があり、単純には比較できませんが、発電所数と設備投資額を比較しても、原子力が安価であると結論付けることもできないと思われます。

新規の設備投資計画は下表のとおりです(単位 百万円)。

	水力・新エネルギー等	火力	原子力
平成 22 年度	22,962	107,184	138,758
平成 23 年度	18,177	117,184	203,447

原子力は福島第一7,8号(平成24年4月着工、平成28年10月と29年10月に運転開始)と東通1,2号(平成22年12月、26年度以降着工、29年3月と32年度以降運転開始)のために高額となっています。福島も東通もすぐに電力を供給するのでなく、先行投資です。原子力は一基建設が決まると、先行投資から廃炉後の処理まで100年の利権が絡むといわれる一端を表しているといえます。

技術的な知識のない者として、その額の適否を論ずることはできませんが、原子力は安価で効率的だとは言えないと、指摘できます(同資料に従い元号年で記載した)。

#### 各戸への太陽光発電機配布を

東電はなぜ太陽光発電所を持っておらず、計画もないのでしょうか。太陽光発電をするには広大な平地が必要で、地代の高い日本では営業用手段としては適さないことは、容易に推察できますが、一方で、近年の技術的進歩による性能の向上と小型化による住宅用太陽光発電システムの普及も目覚ましいものがあります。

加えて、個人の太陽光発電機設置へ国や地方自治体の補助制度が制定され、2011 年 4 月からは 余剰電力の電力会社による買い取りを義務化した買電制度も確立し、個人の太陽光発電機設置の 普及を後押ししています。この買取金は「太陽光発電促進付加金」として、電気料金に加算され 国民が負担することになります(これについての賛否はここでは触れません)。

神奈川県は 11 年から 14 年の 4 年間で県内の戸建て住宅の 2 割に当る 55 万戸に太陽光発電を設置する計画を立て、国の補助にプラスして発電能力 1  $^{+}$ 3 当たり 1 ・ 5 万円の補助をすることにしました。

とはいえ 1 システムの価格が 3 百万円、 4 百万円もする高価なものを庶民としてはおいそれと簡単に導入することもできません。一般的な庶民住宅では、使用モジュール(発電板)20 枚前後で、発電機、蓄電池やケーブルなど必要なシステム一式を加算して小売価格は 300 万円前後です。諸雑費を加算して 320 万円と仮定し、もし東電が原発に変えて個人の住宅用太陽光発電システムに投資し、希望者に無料で貸与し、余剰買取分をレンタル料として精算するとすれば、現在の原発設備額 670,944 百万円では 3 2 0 万円のシステムなら 209,670 戸に設置できます。この原発設備額は簿価で資金があるわけでありませんが、今後の設備投資計画を振り向ければ、平成 23 年度の 203,447 百万円であれば、63,577 戸に設置できることになります。

東電も「屋根は、日本の資源です。」(Panasonic.2011 年 11 月 21 日付日本経済新聞の全面 広告)の立場に立ち、メーカーと共に個人住宅の太陽光発電の普及に努めれば、危険な原発に頼ることなく日本の電力を確保できることになるように思われます。

#### 東電は倒産・解体も止む無し

東電では「法令や社内ルールの不遵守等により事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を与える可能性がある。」と自己分析しています(同有価証券報告書4【事業等のリスク】の項)。しかるに今回の事故の後の経営者等が取った行為は、まさに「社会的信用を損ねるもの」でした。嘘・隠蔽・誤魔化し・偽りなどの積み重ね。衆議院へ提出する社内資料の黒塗りに至っては、戦後の幼年期に国民学校教科書の黒塗りをやらされた悪夢を思い出し、怒りを通り越しました。

それにもかかわらず臆面もなく賠償資金を口実に国からの援助を要請するのは、人間として許されない行為と言わざるを得ません。事故を起こした以上、自分の責任で処理すべきで、資金不足が起きると泣き言を言っているようですが、資金不足を起こさせ倒産させるべきです。国からの援助はそれからの事です。

彼らは、「電力会社は倒産させられないだろう」と、侮っているのでしょうが、会社更生法で も、民事再生法でも適用し、健全な部分は新東電として存続させ、引き続き電力供給に当ればい いのです。

旧経営者とその手先として動き、「法令や社内ルールの不遵守等により」「社会的信用を低下」させたエリート社員は、内幸町から放逐し、旧東電として分離し、福島で放射能の放出を止めることを第一とし、被害者への賠償に当る、事のみとします。いわば管理会社として、自分たちの起こした大事故の後始末に専念するのです。想定外の自然災害だ、という言い訳は通りません。原発の危険は容易に想定できていたのです。それを、自分たちの目先の利権を優先し、監督すべき政府機関の怠慢をいいことに、杜撰な経営を行ってきたことが、今日の事態を招いたことを肝

に銘じ、猛省すべきと言えるでしょう。

現在各地で放射能の除染のために涙ぐましい努力が行われていますが、福島原発から依然高濃度の放射能が放出され続けている限り、"賽の河原の石積み"の空しさと言わねばなりません。旧東電の人々が少しでも罪意識があるのならば、チェルノブイリの石棺のように福島の事故現場に覆いをする等、命と全財産を懸けて一刻も早く放射能の放出を食い止めるべきだと言えます。

良心的な一部株主が原発事故を起こした経営者に対し、1 兆円の損害賠償の請求を求めています。これは当然の要求と言えます。そして、この 1 兆円は被災者の賠償資金に充てるべきです。

健全な業務を継続して進める新東電は原発と決別し、国民本位に太陽光や風力等を中心としたクリーンな電力の開発と推進に従事することにします。

#### 研究会のお知らせ

# 第104回定例研究会開催のお知らせ

東日本大震災の発生から既に9ヶ月余を経ましたが、被災地の状況は未だ課題山積というのが現状のようです。そのなかで、被災地の各協同組織金融機関は、被災者に寄り添いながら、地域の復興に向けて、賢明な取り組みをされていることが種々報告されており、心強い限りです。ただ、協同組織金融機関だけでは解決しきれない課題も多々あり、皆様のご奮闘に敬意を表する次第です。

さて、私共協同金融研究会では、現在、2012 年国連・国際協同組合年の年に向けて、協同組織金融機関としての今日的な様々な課題を検討し、協同組織金融機関としての役割について議論をすすめています。そのなかで、環境問題に協同組織金融機関としてどのように取り組むべきかは一つの大きな課題であり、福島第一原発事故を目の前にして、避けて通ることが出来ない課題となっています。

今回の研究会では、中央環境審議会総合政策部会における金融分野での課題について検討されている内容をご紹介いただきながら、協同組織金融機関が環境問題にどのように取り組むべきかを審議会の「環境と金融に関する専門委員会」委員長の末吉先生と環境省の長谷川氏にご報告いただき、参加者の皆さんと議論を深めていきたいと思います。

皆様の積極的なご参加をいただきたく、ご案内申し上げます。

記

1.開催日:2012年**1月25日(水)午後6時30分~8時30分** 

2.テーマ:金融機関の環境への取り組みと協同組織金融機関への期待(仮題)

3.報告者:**末吉竹二郎** 氏(国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問/中央環境審議会総合 政策部会「環境と金融に関する専門委員会」委員長)

長谷川絢子 氏(環境省総合環境政策局環境経済課「21世紀金融行動原則」事務局)

4.会場:主婦会館プラザエフ5階会議室(JR四ッ谷駅麹町口下車徒歩約1分)

5.参加費: 1人1,000円

6.申 込:下記申込書によりFAXまたは e-mail で、<u>1月20日(金)まで</u>に、事務局に お申し込みください。

協同金融研究会事務局(担当:笹野、小島)

[FAX] 0 3 - 3 2 6 2 - 2 2 6 0 [e-mail] sasanotn@nifty.com